

浜松ホトニクス対東京精密特許侵害訴訟：日本の知財戦略と損害賠償実務の分水嶺

Gemini Deep Research

I. エグゼクティブサマリー

本レポートは、浜松ホトニクス株式会社（以下「浜松ホトニクス」）と株式会社東京精密（以下「東京精密」）との間で繰り広げられた特許権侵害訴訟群について、その技術的背景、法的争点、戦略的含意を多角的に分析するものである。本件は、単なる一企業間の紛争にとどまらず、日本の知的財産訴訟における損害賠償額算定のあり方を根本から問い直し、今後の企業の知財戦略に重大な影響を与える画期的な判例を確立した。

中核となったのは、浜松ホトニクスが世界で初めて開発した革新的な半導体ウェハ切断技術「ステルスダイシング」である。かつての業務提携関係にあった東京精密が、契約に反して同技術を模倣した製品を製造・販売したことから、一連の訴訟が提起された。

本訴訟群、特に「訴訟 A」と呼ばれる事件において、知的財産高等裁判所（以下「知財高裁」）は二つの重要な判断を下した。第一に、特許法 102 条 2 項（侵害者利益の推定）の適用に関し、特許権者が最終製品の「部品」のみを製造・販売している場合であっても、侵害者（完成品メーカー）との間に間接的な市場競合関係を認め、同項の適用を肯定する「柔軟説」を採用した。これは、複雑なサプライチェーンが常態化する現代の技術エコシステムの実態を反映した画期的な判断であり、部品メーカーの権利保護を大きく前進させるものである。

第二に、特許法 102 条 3 項（実施料相当額）に基づく損害賠償に関し、東京地方裁判所（以下「東京地裁」）は 30%、知財高裁は 15%という、従来の相場を大幅に上回る高額な実施料率を認定した。これは、技術の革新性や侵害態様の悪質性を損害額に反映させるという、改正特許法 102 条 4 項の趣旨を具現化したものであり、特許権侵害に対する抑止力を格段に高める効果が期待される。

本レポートは、これらの画期的な司法判断を詳細に分析するとともに、両社の訴訟戦略、訴訟終結後の広報戦略、そして本件が日本の「プロパテント政策」に与える影響を考察する。本件から得られる教訓は、技術系企業の経営者、法務・知財担当者、投資家にとって、今後の事業戦略およびリスク管理を策定する上で不可欠な示唆を与えるものである。

II. 紛争の濫觴：技術、パートナーシップ、そして裏切り

技術的基幹：ステルスダイシング

本件紛争の核心には、浜松ホトニクスが世界で初めて開発し、事業化した「ステルスダイシング技術」が存在する¹。これは、半導体ウェハの切断（ダイシング）工程におけるパラダイムシフトを意味する革新技术である。従来のブレード（砥石）を用いた物理的な切断や、レーザーで表面から焼灼・蒸発させるレーザーアブレーション方式とは異なり、ステルスダイシングはウェハに対して透過性のある波長のレーザー光を、ウェハの「内部」に集光させる²。これにより、ウェハ表面を傷つけることなく内部にのみ改質層を形成し、その後、外力を加えることで、この改質層を起点にウェハをきれいに分割する²。

この方式は、数々の決定的な利点をもたらす。第一に、ウェハ表面を加工しないため、切削粉（カーフ）がほとんど発生せず、ウェハ表面に形成された精密な機能素子を汚染・損傷するリスクがない¹。第二に、冷却・洗浄のための純水が不要となり、環境負荷の低減と工程の簡素化に貢献する¹。第三に、加工幅（ストリート）を極小化できるため、一枚のウェハからより多くのチップを切り出すことが可能となり、生産性が向上する¹。これらの特徴は、MEMS（微小電気機械システム）、CMOS イメージセンサー、フラッシュメモリといった、脆弱で高付加価値な半導体デバイスの製造において極めて有用である¹。

この技術の名称「ステルス」は、浜松ホトニクスが社内で命名したもので、「表から見ても切れているか分からないが、内部は切れている」という特徴を的確に表現している³。その革新性は司法の場でも高く評価され、訴訟 A の判決では「ステルスダイシング技術の中核的技術思想を具現化するものであって、根本的に代わり得る代替技術が存在しない」と認定された¹。この「代替技術の不存在」という認定こそが、後に高額な損害賠償が認められるための重要な礎となった。本件における知的財産の価値は抽象的なものではなく、市場を席卷しうる具体的な製造プロセス上の優位性に直結しており、裁判所がこの技術的・商業的実態を深く理解したことが、本件の帰趨を決定づけたのである。

提携とその破綻

本件は、無関係な第三者による特許侵害ではなく、かつての戦略的パートナー間の紛争であるという点が、事案の性質を決定づけている。浜松ホトニクスと東京精密は、2002年9月に業務提携準備契約を、そして2003年9月18日に正式な業務提携契約を締結した¹。この提携の枠組みは、現代の技術エコシステムにおける典型的な分業モデルであった。すなわち、中核技術と基幹部品を持つ浜松ホトニクスが、ステルスダイシング技術の心臓部である「SD エンジン」と名付けられたモジュールを製造・供給し、同時に本件各特許を含む特許ポートフォリオの包括的なライセンスを付与する。一方、完成品メーカーである東京精密は、供給された SD エンジンで自社製のレーザダイシング装置本体に組み込み、最終製品として半導体メーカーに販売するという役割を担っていた¹。

この協力関係は、東京精密が契約に反し、浜松ホトニクスからの SD エンジン購入を停止し、自社で製造した SD エンジンを搭載した製品（被告製品）の製造・販売を開始したことで崩壊した¹。この行為は、単なるライセンス契約違反にとどまらず、技術パートナーとしての信頼関係を根底から覆すものであった。浜松ホトニクスは、この契約違反を理由に2017年9月18日をもって業務提携契約を終了させ、翌2018年9月に複数の特許権侵害訴訟を提起するに至った¹。

この「信頼関係の破壊」という背景は、訴訟の全過程、特に侵害者の主観的態様の評価に大きな影響を与えた。浜松ホトニクスの代理人を務めた設楽隆一弁護士も、この提携関係の存在を繰り返し強調している¹。単なる特許侵害ではなく、信頼関係にあったパートナーによる「裏切り」という文脈が、侵害行為の悪質性を際立たせた。東京地裁が下した「故意」による侵害であり、「極めて悪質なもの」という厳しい認定は、この侵害の背景事情と無関係ではない。裁判所は、単なる技術的な権利侵害を裁いただけでなく、商取引上の信義誠実の原則に反する行為を断罪したと解釈でき、これが前例のない高額な損害賠償額を認める判断へと繋がったのである。

III. 法廷闘争：多正面作戦

3 つの主要訴訟の概要

浜松ホトニクスは2018年9月、東京精密のレーザダイシングマシン「ML300 シリーズ」および「ML200 シリーズ」を対象に、5件の特許権に基づき、3件の特許権侵害訴訟を東京地裁に同時に提起した¹。この多正面作戦は、広範な特許ポートフォリオを主張することで、被告である東京精密の防御を複雑化させ、いずれかの特許で権利侵害が認められる確率を最大化する戦略であった。訴訟の長期化に伴い、2018年から2024年にかけて対象となった5件の特許権はすべて存続期間を満了したため、訴訟の焦点は当初の差止請求から損害賠償請求へと必然的に移行していった¹。

表 1：訴訟概要と判決

訴訟番号	事件番号 (東京地裁 / 知財高裁)	対象特許 権 (特許番 号 / 存続期 間満了日)	主な請求	東京地裁 判決 (日付 / 概要)	知財高裁 判決 (日付 / 概要)	最終的な 状況
本件訴訟 1	平成 30 年 (ワ)第 28929 号 / 令和 3 年 (ネ)第 10101 号	特許権 1 (第 3935188 号 / 2021.9.13) 特許権 2 (第 3990711 号 / 2023.3.11)	差止請 求、廃棄 請求	2021 年 8 月 10 日 特許権 1, 2 の侵害を 認め、差 止め・廃 棄を命令 1	2022 年 9 月 5 日 特許権 2 の侵害を 認め、控 訴棄却 (差 止め維持) 1	2023 年 6 月 7 日 最高裁が 上告棄 却・不受理。高裁 判決が確定 1
本件訴訟 2 (訴訟 A)	平成 30 年 (ワ)第 28930 号 / 令和 5 年 (ネ)第 10052 号	特許権 3 (第 3867108 号 / 2021.9.13) 特許権 4 (第 4601965 号 / 2024.1.9)	差止請 求、損害 賠償請求	2022 年 12 月 15 日 特許権 3, 4 の侵害を 認め、差 止め及び 約 15 億円 の損害賠償を命令 1	2024 年 4 月 24 日 特許権 3 の侵害、 特許権 4 の一部製品での侵害を認 め、約 8.3 億円の損	東京精密 が上告せず、高裁 判決が確定 ¹

					害賠償を 命令 1	
本件訴訟 3 (訴訟 C)	平成 30 年 (ワ)第 28931 号 / 令和 5 年 (ネ)第 10037 号	特許権 5 (第 4509578 号 / 2024.1.9)	差止請 求、損害 賠償請求	2023 年 2 月 15 日 一部製品 の特許権 5 侵害を認 め、約 1.3 億円の損 害賠償を 命令 1	2024 年 3 月 6 日 地裁判決 を支持 し、控訴 棄却。約 1.36 億円 の損害賠 償を命令 1	東京精密 が上告取 下げ、高 裁判決が 確定 ¹

差止請求の戦い(本件訴訟 1)とその実践的教訓

本件訴訟 1 において、浜松ホトニクスは差止請求で完全な勝利を収めた。東京地裁、知財高裁で差止命令が認められ、最終的に最高裁判所によってその判断が確定した¹。しかし、この法的な勝利は、実務上の大きな課題を浮き彫りにした。浜松ホトニクスの代理人弁護士が指摘するように、差止命令を認める判決が下された後、東京精密はウェブサイト等で、侵害品とは異なる型番の「新製品」の広告を開始した¹。

半導体製造装置のような高額な受注生産品は、一般市場で容易に入手できないため、権利者である浜松ホトニクスにとって、この「新製品」が単に型番を変更しただけの侵害品なのか、あるいは技術的に侵害を回避した別製品なのかを調査・特定することは極めて困難であった¹。新たな侵害の立証責任は権利者側にあり、協力しない被告を相手にその構成を解明するには、多大な時間と費用を要する。特に、本件のように特許の存続期間が残り僅かである場合、新たな調査と訴訟を行っている間に権利が消滅してしまうリスクが高い。

この経験は、法的な権利と、その実効的な行使との間にあるギャップを明確に示している。特に、一般消費者向け製品でない産業機械の場合、差止命令だけでは、決意ある侵害者による巧妙な回避行動を完全に封じ込めることは難しい。被告は、型番変更のような軽微な修正を盾に、権利者を新たな立証のサイクルへと引きずり込み、時間切れを狙うことができる。この現実には、差止請求と並行して、実質的な経済的打撃を与えうる高額な損害賠償請求を追求することの戦略的重要性を強く示唆している。差止請求は、そ

れ自体が目的ではなく、高額賠償請求と組み合わせることで初めて、侵害行為に対する強力な抑止力として機能するのである。

IV. 紛争の震源地：損害賠償に関する画期的判断 (訴訟 A)

訴訟 A は、本件訴訟群全体の帰趨を決定づけ、日本の特許訴訟実務に金字塔を打ち立てた。その核心は、特許法 102 条が定める損害賠償額の算定方法を巡る、東京地裁と知財高裁の画期的な判断にあった。

特許法 102 条の解剖：損害賠償算定のパラダイムシフト

日本の特許法 102 条は、特許権侵害における損害額の立証困難性を緩和するため、権利者の損害額を推定する 3 つの主要な規定を設けている⁵。

1. **102 条 1 項（逸失利益の推定）**：権利者の販売機会の喪失による利益（逸失利益）を、「侵害品の譲渡数量 × 権利者の単位数あたりの利益額」として算定する。
2. **102 条 2 項（侵害者利益の推定）**：侵害者が侵害行為によって得た利益の額を、権利者が受けた損害の額と推定する。
3. **102 条 3 項（実施料相当額）**：権利者が、当該特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額（ライセンス料相当額）を損害額として請求できる。

訴訟 A では、特に 102 条 2 項と 3 項の解釈と適用が最大の争点となり、裁判所はこれらの条文に新たな生命を吹き込む判断を下した。

合理的実施料率の革命 (102 条 3 項)

東京地裁は 2022 年 12 月 15 日の判決で、特許法 102 条 3 項に基づき、東京精密の侵害製品の売上高に対して**30%**という驚異的な実施料率を適用し、約 15 億円の損害賠償を命じた¹。これは、日本の特許訴訟において通常 1~5%程度とされる実施料率の

常識を完全に覆すものであった¹。

地裁がこの歴史的な料率を認定した根拠は、主に3点に集約される。第一に、ステルスダイシング技術が「根本的に代わり得る代替技術が存在しない」革新的な発明であるという技術価値の高さ。第二に、元業務提携パートナーという信頼関係を裏切った侵害態様の悪質性。判決は、東京精密の行為を「故意（koi）」によるものと断じ、「自己のダイシング事業継続に拘泥し、知的財産権を尊重する姿勢を欠くものとして極めて悪質なもの」と厳しく指弾した¹。第三に、2019年の法改正で導入された特許法102条4項の趣旨の尊重である。同項は、実施料相当額を定めるにあたり、「特許権の侵害があったことを前提として」当事者間で交渉した場合に成立するであろう金額を考慮できると定めており、これは侵害の事実を前提としない平時のライセンス交渉よりも高い料率（いわゆるプレミアム実施料）を認める根拠となる¹。

その後、知財高裁は2024年4月24日の判決で、この実施料率を**15%**に減額した¹。この減額の最大の理由は、侵害者の主観的態様に関する評価の変更にあった。知財高裁は、東京精密の行為を「故意とまでは認められない」が「重過失（

ju-kashitsu）」は認められると判断し、故意を前提とした地裁の料率を半減させた¹。しかし、この15%という料率自体、依然として従来判例から見れば極めて高額であり、この判断が確定したことで、高価値な特許に対する高額実施料率認定の道が切り拓かれた意義は大きい¹。

この一連の判断は、裁判所が実施料率の算定において、侵害者の主観的態様を重視する二段階のアプローチを形成しつつあることを示唆している。すなわち、通常の過失による侵害には伝統的な低い料率が適用される一方、元パートナーによる裏切りなど、悪質性の高い「重過失」や「故意」と評価される侵害行為に対しては、特許法102条3項および4項を積極的に活用し、事実上の懲罰的・抑止的な水準の実施料を課すという方向性である。侵害者の「内心」の評価が、賠償額を大きく左右する決定的な要素となったのである。

「柔軟説」の勝利：部品サプライヤーへの102条2項適用

本件で最も重要な法的ブレークスルーは、知財高裁が特許法102条2項の適用に関して下した判断である。

東京地裁は、伝統的な「厳格説（genkakusetsu）」に立ち、102 条 2 項の適用を否定した。その論理は、権利者である浜松ホトニクスが販売しているのは「SD エンジン」という部品であり、侵害者である東京精密が販売しているのは「SD ダイサー」という完成品であるため、両者は同一市場で直接競合する関係にはない、というものであった¹。この見解は、部品メーカーが完成品メーカーの利益全体を自社の損害として推定することを困難にする、長年の壁であった。

しかし、知財高裁はこの判断を覆し、学説上かねてから有力であった「柔軟説（ju`nansetsu）」を採用した¹。高裁の論理は、より現実の取引実態に即した、因果関係に基づくアプローチであった。すなわち、仮に東京精密による侵害行為がなければ、最終顧客は、東京精密またはその競合他社（ディスコ社）から SD ダイサーを購入したはずである。そして、いずれの場合においても、その SD ダイサーに搭載される SD エンジンは浜松ホトニクスから供給されたはずである。したがって、東京精密による侵害品の販売は、浜松ホトニクスの SD エンジンの販売機会を直接的に奪ったものであり、両者の間には損害に関する因果関係（間接的な市場競合関係）が成立すると判断した¹。

この論理に基づき、高裁はまず、東京精密が完成品（SD ダイサー）の販売によって得た利益の全額が、浜松ホトニクスの損害額と推定されると判示した。その上で、完成品の利益には SD エンジン以外の部分（装置本体の機構など）の価値も含まれるため、その部分に起因する利益は損害額から控除されるべきであるとして、「推定覆滅（suiteifukumetsu）」の法理を適用した¹。最終的に、侵害者の利益から SD エンジン非関連部分の利益を差し引く形で、約 8 億 3191 万円の損害賠償額を認定したのである¹。

この「柔軟説」の採用は、日本の特許損害賠償法を、イノベーションが中核部品に集約されがちな現代の技術エコシステムの実態に合わせて近代化させる、画期的な一歩である。これにより、「同一製品・同一市場」という硬直的な要件から、「侵害がなければ、権利者は販売できたか」という、より実質的な因果関係の有無を問う分析へと移行した。この判例は、サプライチェーンの上流に位置する革新的な部品メーカーにとって、自社の知的財産をより強力かつ経済的に有効な形で保護・行使するための新たな道筋を明確に示したものとして、極めて高く評価される。

表 2：訴訟 A における損害賠償判断の比較分析 (知財高裁 令和 5 年(ネ)第 10052 号)

判断項目	東京地裁判決 (2022 年 12 月)	知財高裁判決 (2024 年 4 月)
------	----------------------	---------------------

	15 日)	24 日)
損害賠償の法的根拠	特許法 102 条 3 項 (実施料相当額)	特許法 102 条 2 項 (侵害者利益の推定)
侵害者の主観的態様	故意 (kōi)	重過失 (jūkashitsu)
市場競合関係の評価	厳格説：競合関係を否定	柔軟説：間接的な競合関係を肯定
認定実施料率	30 %	15% (参考値として認定)
最終的な賠償認容額 (元本)	15 億 697 万 8762 円	8 億 3191 万 6753 円

V. 戦略的攻防と訴訟戦術

東京精密の防御戦略

東京精密の法廷での対応は、単なる受け身の防御ではなかった。それは、利用可能なあらゆる法的手段を駆使して原告を疲弊させ、時間とコストを浪費させることを狙った、計算され尽くした「消耗戦」戦略であった。

その最も顕著な戦術が、浜松ホトニクスの特許ポートフォリオに対する大規模な無効審判の請求である。東京精密は、本件で争われた特許に対し、合計 **10 件** もの無効審判を特許庁に請求した¹。これは、侵害訴訟とは別の行政手続であり、特許の有効性そのものを争うものである。この狙いは、侵害訴訟の判決が下る前に特許自体を無効化すること、そして、複数の戦線で浜松ホトニクスに対応を強いることで、その訴訟資源（時間、費用、人材）を消耗させることにあった。浜松ホトニクスの代理人弁護士が述懐するように、権利者はこれらの全ての無効審判で勝訴し続けなければならない、その負担は決して軽いものではない¹。さらに、東京精密は自らも **2 件** の特許侵害訴訟と **3 件** の損害賠償請求訴訟を浜松ホトニクスに対して提起しており（これらは全て棄却された）、紛争を意図的に複雑化・長期化させようとする姿勢がうかがえる¹。

訴訟の最終段階における東京精密の判断もまた、極めて戦略的であった。東京地裁で約

15 億円という高額な賠償判決を受けた後、東京精密は控訴しつつも、判決で命じられた賠償額全額を浜松ホトニクスに「仮払い（karibarai）」した¹。これは、敗訴判決後の遅延損害金の利率（当時は年 5 分など高率）の発生を停止させるための、計算された財務的判断である。そして最終的に、知財高裁で賠償額が減額された後、最高裁への上告を行わずに判決を確定させた。その理由として、対象特許がすべて期間満了したこと、および侵害製品の販売を終了していることを挙げている¹。これは法的な敗北宣言ではなく、これ以上争うことの経済的合理性がないという経営判断であった。つまり、東京精密の訴訟戦略は、法的な正当性の主張以上に、コスト・ベネフィット分析に基づいた、徹底して現実的なものであったと言える。

浜松ホトニクスの攻撃戦略

一方、浜松ホトニクスの戦略は、自社の革新的な技術の価値を法的に、そして経済的に最大限に認めさせることを目的とした、包括的かつ粘り強いものであった。その成功は、差止請求と高額な損害賠償請求を組み合わせた訴訟設計に起因する。前述の通り、差止請求だけでは、型番変更などの回避戦術によって実効性が削がれるリスクがあった。しかし、それに加えて巨額の損害賠償を請求することで、東京精密に対して経済的な圧力をかけ続け、侵害行為の継続が割に合わない状況を作り出した。

また、浜松ホトニクスは、東京精密による 10 件もの執拗な無効審判請求に対して、そのすべてを防衛し、特許の有効性を維持した¹。これは、強固で質の高い特許ポートフォリオを構築していたことの証左であると同時に、長期にわたる消耗戦を戦い抜くための十分な経営資源と強い意志があったことを示している。特許権者にとって、権利化はスタートラインに過ぎず、その権利を維持・防衛するためには、継続的な投資と覚悟が必要であることを本件は物語っている。浜松ホトニクスの勝利は、単に法廷での論理の勝利だけでなく、このような訴訟遂行能力に裏打ちされた総合的な戦略の勝利であった。

VI. 訴訟後の現実と広範な影響

企業広報とレピュテーション管理

訴訟の終結後、浜松ホトニクスと東京精密がそれぞれ発表した公式声明は、同じ事実を全く異なる視点から解釈し、自社のステークホルダー（投資家、顧客、従業員）に対して有利な物語を構築しようとする、広報戦略の好例である。

浜松ホトニクスのプレスリリースは、「東京精密社に対する特許権侵害訴訟の判決(勝訴)について」と題され、侵害の事実が認められ、損害賠償が命じられたという「勝利」を明確に打ち出している¹。これは、自社の知的財産権の正当性が司法によって認められたことを強調し、技術開発への投資が報われたというメッセージを発信するものである。

対照的に、東京精密の「浜松ホトニクス株式会社との特許訴訟の終結について」と題された発表は、巧みなダメージコントロールを意図している¹。そこでは、控訴審において「HPKの2件の特許をいずれも侵害しないとの判断を得ることができ」、かつ「損害賠償額についても大幅な減額が言い渡されました」と、自らにとって有利な側面が強調されている¹。さらに、「全て独自に開発した技術により完成させた後継機種」への切り替えが完了していることをアピールし、問題は過去のものであり、会社の将来は安全かつ独立した技術に基づいているという未来志向の物語を提示している¹。

法的には浜松ホトニクスの勝訴であるが、東京精密は広報戦略によって「賠償額を大幅に減額させ、一部の特許では非侵害を勝ち取った上で、事業的にはすでに次世代機に移行済み」という、敗北の色を薄めたナラティブを構築した。この「プレスリリースの戦い」は、法廷闘争が終結した後の、世評という第二の戦場における最後の攻防であり、企業の危機管理能力が問われる局面であった。

日本における「プロパテント」の潮流

本件訴訟、特にその高額な損害賠償額の認定は、日本の知的財産政策が「プロパテント（特許重視）」の方向性を強めていることを象徴する出来事である。浜松ホトニクスの代理人弁護士は、本判決が日本の裁判所における「プロパテントの潮流を感じさせる」と明言している¹。これは、2002年に打ち出された「知的財産立国」という国家戦略が、20年以上の時を経て、司法の現場で具体的な果実を結び始めたことを示している

世界的に見れば、プロパテントとアンチパテント（特許権の行き過ぎた保護への警戒）の揺り戻しは常に存在するが⁹、本件判決は、少なくとも日本国内において、革新的な技術を生み出した権利者をより手厚く保護し、侵害行為には厳しい経済的制裁を科するという明確なシグナルを発した。これにより、特許権侵害の経済的リスクは飛躍的に増大し、企業は他社の特許権をより尊重せざるを得なくなる。これは、安易な模倣を防ぎ、正当なライセンス交渉を促進する効果が期待できる。本件は、日本の司法が、国内企業の国際競争力を支える基盤として、知的財産権の価値を高く評価し、その実効的な保護に本腰を入れ始めたことを内外に示す、マイルストーンとなる判決である。

テクノロジー企業への戦略的提言

本件訴訟は、テクノロジー企業に対して、知的財産戦略に関する数多くの実践的な教訓を提供する。

知的財産権を保有する企業（権利者）へ：

1. **契約の厳格化：**技術ライセンス契約や業務提携契約においては、ライセンスの範囲、許諾の条件、そして契約終了後の競業避止義務や秘密保持義務などを、曖昧さなく明確に規定することが不可欠である。特に、中核部品の供給を伴う提携では、相手方が独自に同等品を開発・製造することを明確に禁止する条項を設けるべきである。
2. **ポートフォリオの質の追求：**多数の特許を保有するだけでなく、本件のように「代替技術が存在しない」と評価されるような、質の高い中核特許を戦略的に取得・維持することが、高額賠償の前提となる。
3. **包括的な訴訟戦略：**差止請求と損害賠償請求を常にセットで検討すべきである。特に産業機械などでは差止請求の実効性に限界があるため、高額な損害賠償請求が侵害抑止の鍵となる。

ライセンスを受ける企業（実施権者）およびパートナー企業へ：

1. **契約遵守の徹底：**本件は、契約違反が「故意」や「重過失」と認定され、巨額の賠償に繋がるリスクを明確に示した。契約上の義務は、たとえビジネス環境が変化しても、厳格に遵守しなければならない。
2. **知財デューデリジェンスの重要性：**提携やM&Aに際しては、相手方の知的財産権の有効性や範囲を徹底的に調査するだけでなく、自社の事業が契約に抵触しないかを常に監視する体制が必要である。

3. **侵害リスクの再評価：** これまで「数パーセントの実施料を支払えば済む」と考えられていた特許侵害のコスト計算は、もはや通用しない。本件のような高額賠償のリスクを、事業上の重大な財務リスクとして認識し、管理する必要がある。

部品・コンポーネントサプライヤーへ：

1. **「柔軟説」の戦略的活用：** 知財高裁が示した「柔軟説」は、部品メーカーにとって強力な武器となる。自社の部品が組み込まれた最終製品の市場において、自社の特許がどのように価値を生み出しているかを分析し、侵害があった場合には、完成品の利益を基にした損害賠償を積極的に主張できる道が開かれた。
2. **価値の可視化：** ライセンス交渉や訴訟において、自社の部品が最終製品の付加価値全体に占める貢献度（寄与度）を、技術的・経済的に立証する準備を平時から行っておくことが重要となる。

VII. 結論

浜松ホトニクス対東京精密の特許侵害訴訟は、日本の知的財産訴訟の歴史における分水嶺として記憶されるであろう。本件は、単に一企業の画期的な技術が法的に保護されたという事例にとどまらない。それは、日本の司法が、知的財産の経済的価値をどのように評価し、その侵害に対してどれほど厳しい制裁を科すかという基準を、新たな次元へと引き上げたことを意味する。

知財高裁が下した二つの画期的な判断、すなわち部品メーカーに対する特許法 102 条 2 項の「柔軟説」に基づく適用と、同 102 条 3 項に基づく高額な実施料率の認定は、今後の特許訴訟実務の潮流を決定づけるものである。前者は、複雑なサプライチェーンの中で中核技術を提供するイノベーターに、より実効的な権利行使の道を開き、後者は、特許権侵害という行為の経済的リスクを劇的に増大させ、市場における公正な競争とライセンス交渉を促進する強力な抑止力となる。

この判決は、日本の「知的財産立国」という国家目標が、単なるスローガンではなく、司法判断を通じて実体化しつつあることを力強く示した。これにより、国内外の企業にとって、日本は、革新的な技術が正当に評価され、その権利が強力に保護される、魅力的な市場としての地位を一層強固なものにするだろう。本件が示した厳しい現実、すべてのテクノロジー企業に対し、自社の知的財産戦略を根本から見直し、より一層の規律と敬意をもって他社の権利に向き合うことを迫る、警鐘でもある。この訴訟を境に、

日本の知的財産を巡る攻防は、新たな時代に突入したと言っても過言ではない。

引用文献

1. 浜松ホトニクス株式会社との特許訴訟の終結について | 東京精密 _ ACCRETECH 東京精密.pdf
2. 半導体におけるダイシングの原理や切断方式を解説 - 露光装置 PERFECT GUIDE, 6 月 22, 2025 にアクセス、<https://www.exposure-equipment.com/knowledge/dicing.html>
3. vol.1 ステルスダイシング 技術誕生秘話。 , 6 月 22, 2025 にアクセス、https://www.hamamatsu.com/content/dam/hamamatsu-photonics/sites/documents/01_HQ/our-company/hamahot/hoc_HAMAHOT_vol1.pdf
4. ダイシング装置市場 - 企業、規模、シェア - Mordor Intelligence, 6 月 22, 2025 にアクセス、<https://www.mordorintelligence.com/ja/industry-reports/dicing-equipment-market>
5. 第 1 章 損害賠償額算定の見直し, 6 月 22, 2025 にアクセス、<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2019/document/2019-03kaisetsu/2019-03kaisetsu-01-01.pdf>
6. 特許法 102 条 2 項・3 項に基づく損害賠償をめぐる 近時裁判例の検討, 6 月 22, 2025 にアクセス、https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200801/jpaapatent200801_043-054.pdf
7. 特許権者が特許製品の部品のみを製造・販売していた場合の 102 条 1 項・2 項の適用の可否 - LEX / DB インターネット, 6 月 22, 2025 にアクセス、http://lex.lawlibrary.jp/commentary/pdf/z18817009-00-111732583_tkc.pdf
8. 特許法 102 条 2 項による損害額の算定を認めた知財高裁判決について - 弁護士法人イノベンティア, 6 月 22, 2025 にアクセス、<https://innoventier.com/archives/2025/05/18045>
9. 知的財産権制度の新たな地平線・序説ーこれからの知的財産制度のあり方への見直しの視点, 6 月 22, 2025 にアクセス、<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/rd/037.html>
10. 【OPINION】日本版プロパテント政策の展望ー科学技術創造立国への道, 6 月 22, 2025 にアクセス、<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=16161>
11. 日本におけるプロパテント運動の進展状況 特許制度を中心として, 6 月 22, 2025 にアクセス、https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200801/jpaapatent200801_078-098.pdf
12. 米国における知的財産政策の動向～後編～ - 特許庁技術懇話会（特技懇）, 6 月 22, 2025 にアクセス、<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/303/303kiko1.pdf>